

◎最高裁判所規程第●●号

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程

(趣旨)

第一条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件の事件記録の保存については、事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程で「事件記録」とは、別表の上欄に掲げる事件及び再審事件の記録をいう。

2 この規程で「付随事件」とは、証拠保全事件その他主たる事件に付随する事件をいう。

(保存裁判所)

第三条 事件記録は、特別の定めがある場合のほか、当該事件の第一審裁判所で保存する。

2 再審事件の事件記録は、不服申立ての対象となった裁判がされた事件の事件記録を保存する裁判所で保存する。

(保存期間)

第四条 事件記録の保存期間は、十年とする。ただし、事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）については、同欄に定める保存期間とする。

2 前項の保存期間は、特別の定めがある場合のほか、裁判の確定その他の事由による事件完結の日から起算する。

(督促事件等の特例)

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、督促事件及び付随事件の事件記録の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

(保存の方法)

第六条 事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録の内容を明らかにするため必要な電磁的記録及び書類は、当該別表の下欄に掲げる電磁的記録とともに保存しなければならない。

2 事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録は、当該裁判、電子調書等の送達及び確定又は訴え等の取下げの事実を明らかにして保存しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、事件記録を保存する方法は、最高裁判所が定める。

(廃棄)

第七条 保存期間が満了した事件記録は、事件記録等の特別保存に関する規則第三条本文の規定により特別保存に付する認定を行ったものを除いて廃棄する。

2 廃棄は、裁判所の長の認可を受け、首席書記官（最高裁判所にあつては訟廷首席書記官、知的財産高等裁判所にあつては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判

所にあつては監督地方裁判所の首席書記官)の指示を受けてしなければならない。

(保存期間の延長)

第八条 事件記録で特別の事由により保存期間満了の後も保存の必要があるものは、その事由のある間保存期間を延長しなければならない。

(内閣総理大臣への移管)

第九条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第十四条第一項の規定に基づく協議による定め(同法附則第三条の規定により同法第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。)において同法第二条第六項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた事件記録は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

2 前項の事件記録は、保存期間満了の後も、独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間保存しなければならない。

附 則

1 この規程は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

2 この規程は、第一条の事件のうち、次に掲げる事件について適用する。

一 訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であつて家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。次号において同じ。）であつてこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを除く。）及び施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）

二 施行日前に提起された訴えに係る事件についての裁判に対する再審事件であつて、施行日以後に不服申立てがされるもの

3 この規程は、前項第二号に規定する再審事件の不服申立ての対象となつた裁判がされた事件については

適用しない。

4 附則第二項に規定する事件については、事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の規定は、適用しない。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

別表（第二条、第四条関係）

<p>事件の種類</p>	<p>事件記録のうち、十年より長い期間保存する電磁的記録の保存期間</p>
<p>一 和解事件</p>	<p>和解に係る電子調書</p> <p>三十年</p>
<p>二 督促事件</p>	<p>確定判決と同一の効力を有する電子支払督促</p> <p>三十年</p>
<p>三 少額訴訟事件</p> <p>少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件（法定審理期間訴訟 手続により審理及び裁判がされたもの を含む。） 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件</p>	<p>電子判決書（民事訴訟法第二百五十四条 第二項の電子調書を含む。） 上訴審における事件を終局させる電子決定書又は電子命令書（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十条の二の電子調書を含み、移送の決定に係るものを除く。）</p> <p>五十年</p>

<p>を含む。)</p>	<p>四 人身保護事件</p>	<p>五 民事雑事件 行政雑事件 人身保護雑事件</p>
<p>和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る 電子調書 和解に代わる電子決定書（異議申立てに より効力を失ったものを除く。）</p>	<p>訴訟等の費用の額の確定の電子決定書及 び電子処分書</p>	<p>訴訟上の救助又は手続上の救助により納 付を猶予された費用の支払を命ずる電子 決定書 秘密保持命令又は秘密保持命令の取消し の電子決定書 和解に係る電子調書（行政事件訴訟法（</p>
<p>三十年</p>	<p>三十年</p>	<p>三十年</p>

六	
<p>その性質に反しない限り民事訴訟法の規定を準用し、又はその例によることとされる事件のうち、当該事件の下欄に掲げる和解に係る電子調書の定めのないものの和解に係る電子調書</p> <p style="text-align: right;">三十年</p>	<p>昭和三十七年法律第三百三十九号)の規定による執行停止の申立て事件又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て事件に係るものに限る。)</p> <p style="text-align: right;">三十年</p>

備考 再審事件の事件記録のうち、十年より長い期間保存する電磁的記録の保存期間は、不服申立ての対象となった裁判がされた各事件の下欄に定めるところによる。

理由

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件の事件記録の保存等に関する取扱いについて
所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。